

平成 29 年 第 1 回定例会

# 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 29 年 2 月 20 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成29年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (2月20日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○広域連合長挨拶	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○一般質問	33
○広域連合長挨拶	42
○閉会の宣告	42
○署名議員	43
○議案審議結果一覧表	45

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第15号

平成29年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月13日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

- 1 期 日 平成29年2月20日 午後2時00分
- 2 場 所 さいたま市浦和区仲町3丁目5-1  
埼玉県県民健康センター 大ホール



# 平成29年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 議 事 日 程

平成29年2月20日（月曜日） 午後1時56分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第2号 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第4号 平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第5号 平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第6号 平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について
- 日程第11 一般質問

出席議員（13名）

1番	大橋良一	4番	吉田信解
8番	関根孝道	10番	花輪利一郎
11番	平山五郎	12番	松本政義
13番	田中守	14番	福島正夫
15番	田中克美	17番	戸島義子
18番	山本重幸	19番	野口守隆
20番	原口孝		

欠席議員（7名）

2番	神保国男	3番	原口和久
5番	石川良三	6番	富岡清
7番	富岡勝則	9番	会田重雄
16番	松本徹		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	田中暄二	副広域連合長	吉田昇
事務局長	沢辺範男	事務局次長 兼総務課長	森田金哉
事務局次長 兼保険料課長	中島利夫	給付課長	森田悟

職務のため出席した者の職氏名

書記	飯塚剛	書記	中澤裕美
----	-----	----	------

開会 午後1時56分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（松本政義） 時間前でございますけれども、会議を開きたいと思えます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となります。よって、議員の皆様には本日の議事日程を全て終了するまで、できる限りご退席をなさらぬようお願いを申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（松本政義） これよりお手元に配付した議事日程によって議事を進行いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松本政義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、17番、戸島義子議員、18番、山本重幸議員、以上、2名の方を議長において指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（松本政義） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本政義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松本政義） 日程第3、この際、諸般の報告を行います。

広域連合長より提出された議案は、お手元に配付した写しのとおりであります。

また、議案説明者の出席については、広域連合長より送付された通知の写し、例月現金出納検査及び平成28年度定期監査について監査委員より送付された結果の写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日、傍聴人より戸島議員の写真撮影をしたい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎広域連合長挨拶

○議長（松本政義） ここで、広域連合長より挨拶を行う旨の申し出がありましたので、これを許可します。

田中広域連合長。

○広域連合長（田中暄二） 議長よりお許しをいただきましたので、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日は、当広域連合議会の平成29年第1回定例会を開催させていただきましたところ、松本議長を初め議員の皆様にはお忙しい中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより当広域連合の運営に特段のご協力を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度も制度創設から間もなく10年目を迎えます。この間、当広域連合の被保険者数は制度開始時点の51万人から約30万人増加をいたしまして、平成29年1月末日現在で約81万人となりました。これに伴い、医療給付費は年々増加をしております、平成28年度の医療給付費は約6,250億円になると見込まれています。今後、当広域連合の被保険者数は全国一のスピードで増加することが見込まれておりまして、制度を安定的に運営するためには必要な財源を適切に確保するとともに、適切な医療を確保しつつ、医療費の増加を抑制する医療費適正化の推進が重要となっております。

このため、平成28年度は前年度に引き続き、市町村と連携した保険料収納対策の充実強化や後発医薬品の利用促進に取り組んだほか、新たに75歳になった被保険者の歯科健診など、被保険者の健康の保持・増進を図るための事業の充実に努めたところでございます。

今後も、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、市町村と連携・協力をし、最大限の努力をしまいる所存でございますので、議員の皆様方の特段のご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

また、国におきましては制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担の観点から、高額療養費の自己負担限度額の引き上げや保険料の軽減特例の見直しを実施することとしたところでございます。この件につきましては、本定例会に保険料の軽減特例の見直しに関し、条例改正の議案を提出させていただいておりますが、今後とも国や市町村と連携しながら、被保険者の方々への適切な周知や説明など、必要な対応に努めてまいります。

さて、本日の定例会でございますけれども、条例の一部改正を3件、平成28年度補正予算を1件、平成29年度の予算を2件、広域計画の変更を1件、計7件をご提案させていただきます。議員の皆様方には慎重なるご審議の上、速やかにご議決を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本政義） 日程第4、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森田事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森田金哉） それでは、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の1ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

この条例は、下段の提案理由にありますとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例

の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、恐れ入りますが、右肩にナンバー4とあります議案参考資料の1ページをお開きください。

内容といたしましては、職員の育児や介護と仕事の両立を支援するため、育児を行う職員の早出・遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る「子」の範囲の拡大のほか、介護を行う職員が時間外勤務の免除を請求できる仕組みの新設、介護休暇の3回までの分割取得を可能にするなど、制度改正に対応するために所要の改正を行うものでございます。

以上の内容を第1条で規定しておりますが、児童福祉法の一部改正により養子縁組里親が法定化されるため、用語を整備する改正を第2条において規定しております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしておりますが、第2条の規定につきましては、改正児童福祉法の施行日に合わせ平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、条例の新旧対照表は2ページから6ページまでに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ討論を終結します。

これより議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本政義） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本政義） 日程第5、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森田事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森田金哉） それでは、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の5ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例は、下段の提案理由にありますように、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、右肩にナンバー4とあります議案参考資料の7ページをお開きください。

内容といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、改正法に規定される「子」の範囲に準じるものを条例で定めるため規定を追加し、また「子」の範囲の拡大に合わせ育児休業の再取得または育児短時間勤務の再開をする場合の制限に対する特例を新たに設けるものでございます。

以上の内容を第1条で規定しておりますが、先ほどの議案第1号と同じく、児童福祉法の一部改正により用語を整備する改正を第2条によって規定しております。

施行期日につきましては、公布の日から施行となりますが、第2条の規定につきましては改正児童福祉法の施行日に合わせ平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、条例の新旧対照表は8ページから11ページまでに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本政義) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松本政義) なければ討論を終結いたします。

これより議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本政義) 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松本政義) 日程第6、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(中島利夫) それでは、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

右肩にナンバー1とあります議案書の8ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にありますように、平成29年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減特例並びに所得の少ない被保険者に対する保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準を変更するとともに、保険料減免の申請期限に関する取扱いを変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

次に、ナンバー4、議案参考資料の12ページをお開きください。

改正の内容についてですが、まず保険料の軽減特例につきまして、所得の少ない被保険者に対する所得割の5割軽減を、平成29年度は2割軽減とし、平成30年度から本則に戻し、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割の9割軽減を、平成29年度は7割軽

減とし、平成30年度は5割軽減とし、平成31年度から本則に戻すものです。これは、国の社会保障制度改革推進本部が平成28年12月22日に制度の持続性を高める観点から決定しました見直し内容に合わせて改正するものです。

次に、平成29年度以降の保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準につきまして、軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を、5割軽減については26万5,000円から27万円に、2割軽減については48万円から49万円に変更するものです。これは、平成29年1月25日に公布されました高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせて改正するものです。

次に、保険料減免の申請期限に関する取扱いにつきまして、保険料の減免申請を行うことのできる期限を、普通徴収については納期限前7日から納期限までに、特別徴収については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前から支払日までに変更するものです。これは、平成27年度以降、県内市町村の多くが市町村税の減免申請期限について、申請者の利便性を考慮して納期限までに改正している状況を勘案して、当広域連合においても申請者の利便性を考慮して改正するものです。

また、施行期日につきましては、平成29年4月1日とするものです。

次に、右肩にナンバー5とありますA3横長の資料をごらんいただきたいと存じます。

改正の影響について、この資料に基づきまして説明を申し上げます。

(1)の軽減制度の概要から(3)の見直しの内容までにつきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

では、(4)の見直しの影響でございますが、下の横長の表の現行(平成28年度)と平成29年度の欄をごらんください。

所得の少ないものに係る軽減のうち、所得割軽減については平成29年度には5割軽減が2割軽減に縮減され、7万7,681人の方の保険料が均等割に加えた平均で3万7,461円から4万4,629円に7,168円増加する見込みです。

次に、均等割の9割軽減と8.5割軽減の方は軽減割合に変更はなく、保険料額はおのおの4,200円と6,310円のままです。5割軽減と2割軽減については対象者は拡充されますが、軽減割合に変更はなく、保険料額は2万1,030円と3万3,650円のままです。

次に、元被扶養者の所得割は引き続き賦課されず、均等割は9割軽減から7割軽減に縮減されますが、所得の少ない方は低所得者に対する均等割9割軽減、または8.5割軽減措置が受けられますので、対象となる6万3,270人の平均で保険料額が4,200円から8,957円に4,757円増加する見込みです。

平成29年度には、所得割と元被扶養者の均等割軽減の見直しにより、負担が増える被保険者

は約12万人、保険料は約8億6,000万円増額となります。また、本則軽減の均等割2割軽減と5割軽減については、対象となる被保険者は約4,100人拡充され、保険料は約5,500万円減額となります。

なお、2ページ目には現在と変更後の軽減措置につきまして図式化して示しておりますので、後ほど参考にごらんいただければと存じます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。

議案第3号についてご質問させていただきます。

先ほど、全体の影響者数と影響額についてお示しいただきましたが、所得割、5割から2割に軽減される方の影響額、それから内容ですか、8億6,000万円の内訳を示していただきたいと思えます。30年以降なくなってしまうわけですが、その影響額についてわかれば、それも一緒にお示してください。

それから、元被扶養者の場合の8億6,000万円のうち、全体としての影響額がどうかということなわけです。

そして、この元被扶養者のうち9割軽減と8.5割軽減から7割軽減に、廃止されてしまう2割分ですけれども、2割と1.5割ですけれども、その人数についてもお示しいただきたいと思えます。

それと同じように、30年度以降の影響額というのはどのように変わっていくのか示してください。

以上です。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） 条例改正に伴いまして、影響額をというご質問でございます。

まず、1点目の所得割の5割から2割になる方の内訳ということでございますが、平成29年度に低所得の方に係る所得割の軽減が5割から2割に変更される方が全体で約7万8,000の方が該当いたします。先ほど申し上げた人数になりますが、合わせた合計で7,168円増加することになりまして、全体として約5億5,600万円増加するところでございます。

先ほど、保険料額は合わせて約8億6,000万円増加と申し上げましたが、そのうちこちらの部分が約5億5,600万円でございます。

それから、元被扶養者の方に係る均等割の軽減が9割から7割に変更されるわけでございますけれども、そちらの方が約6万3,000人ですが、所得の低い方につきましては均等割の軽減対象の方もいらっしゃいます。軽減が9割の方が約2万人、8.5割になる方が約1万人、7割になる方が約3万3,000人ということになりますので、それで平均として4,757円の影響、増加になるということございまして、これらを合わせますと平成29年度は約3億円増加、全体として約8億6,000万円の増加ということとなります。

それから、30年度以降の影響でございますが、お手元の資料ナンバー5の2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

平成30年度以降につきましては保険料率の見直しが行われますので、具体的な金額が幾らから幾らになるまではお示ししてございませんが、赤い部分が特例軽減部分でございますが、まず低所得者の軽減の関係でございますが、特例軽減、今回9割と8.5割につきましては、当分の間、今回の特例軽減が継続されるようになりましたので、こちらのほうは30年度も引き続き同じ割合で軽減を受けられます。

5割の所得割の軽減につきましては、具体的な金額は計算しておりませんが、30年度につきましては全くこの部分の軽減がなくなりますので、恐らくまた数千円レベルで金額のほうは増える見込みでございます。3割増えて、大体7,000円ぐらいですので、それを参考として考えますと5,000円内外ぐらいの負担増が見込まれるところではないかと考えております。

それから、下のほうに元被扶養者の軽減ということで示しておりますが、具体的に負担をいただく部分が黄色のところとなっております。平成29年度は9割軽減だったものが7割ということになり、平成30年度には一律に5割の軽減ということになります。それから、31年度につきましては本則どおりに資格を取得してから2年間は5割が軽減がされますが、3年目以降は軽減がなくなるということになります。均等割でございますので、7割軽減から5割軽減になりますと、これは料率改定でこの後変更がございしますが、仮に引き続き均等割が現在と同じということになりますと、5割軽減ですと2万1,030円でございますので、その金額を5割軽減になる方はご負担いただくことになろうかと思っております。

ただ、先ほど来申し上げているように9割軽減と8.5割軽減も引き続き適用されますので、それらの方につきましては引き続き4,200円と6,310円のみでございます。

それから、31年度につきましては資格取得から2年間のみは2万1,030円でございますけれども、3年目以降は減免がなくなりますので、均等割額は4万2,070円でございます。

以上でございます。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） そうしますと、元被扶養者の場合、7割軽減の方は約3万3,000

人いらっしゃるということで1万2,620円の保険料になるということですが、7割と8.5割軽減のそれぞれの所得上限額というんでしょうかね、どのくらいになるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） ただいまのご質問で、引き続き9割の方、引き続き8.5割の方、どの程度の収入までこれらを受けられるかというご質問でございます。

先ほどの資料ナンバー5の2ページ目をごらんいただきたいと存じます。一番左側になりますが、それぞれ見ていただきますと、下のところに年金収入ということで数字を示しております。80万、153万、168万、211万、221万、264万というふうに示してございます。これは夫婦世帯における夫の年金収入例としてお示したものでございます。

9割軽減を受けられる方は、年金収入にしますと80万円までの方、その方につきましては9割軽減が受けられることとなります。それから、8.5割につきましては168万円の方、そこまでの方は8.5割軽減が受けられます。それを超える方につきましては、元被扶養者の方の場合につきましては来年は7割、30年度については5割、31年度以降については最初2年間のみ5割ということになるということでございます。

以上です。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 確認ですけれども、そうしますと元被扶養者の場合は、もし夫婦2人であれば、夫婦の所得の合算でほとんどが決まるというふうに理解していいことになるんでしょうか。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） 軽減判定区分につきましては世帯の所得としてどのくらいあるかということで判定いたします。保険料の負担はそれぞれでございますが、軽減判定の基準は合算でやると、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

この議案は、低所得者の保険料に対する特例軽減措置を一部廃止するものです。国は、均等割9割、8.5割の特例措置軽減を据え置きする措置をとったこと、これは全国から広域連合も含めて多くの反対の声や要望が上がったことによる判断と思われます。そのこと自体は評価できますが、所得割の廃止、元被扶養者の均等割は段階的に縮小、廃止となっていきます。

資料と質疑などで明らかになったことから、29年の所得割の5割軽減から2割軽減になる影響額、そして元被扶養者の9割、8.5割から7割への負担軽減等の影響額は約12万人にも及び、8億6,000万円であるということが明らかにされました。

かねてから指摘していることですが、高齢者の生活は年金削減の影響や所得の減少などに加えて、消費税増税による負担増、介護保険料の引き上げなどによる負担増などが続き、かつてないほどの厳しい状況です。特に、低所得者向けの特例軽減を措置してきた経緯を考えると、この時期に特例軽減を廃止することは認められるものではありません。保険料の滞納者も増加し、短期被保険者証の発行も増えていることから、保険料の値上げによって必要な医療の受診抑制につながりかねないという懸念も生まれます。健康を保持し、高齢者の命を守る医療保険制度が高齢者の命を縮めるようなことがあってはならないと考えます。

本則軽減については、均等割5割、2割軽減の所得基準を増額したことにより、対象者が拡充されたことは評価できますが、特例軽減の廃止による被保険者の負担増については、この時期の廃止、反対をしていきたいと思っております。

以上、討論といたします。

○議長（松本政義） 次に、賛成討論はありますか。

原口議員。

○20番議員（原口 孝） 20番、原口です。

議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の立場から討論いたします。

この条例改正によって変更となる保険料の軽減特例については、激変緩和の観点から平成20年度以降、国からの交付金を財源として特例措置を実施してきたものであります。国において高齢者の増加に伴い、多額の予算措置が必要と見込まれる中で、制度の持続可能性を高める観点から、このたび制度の見直しがなされたものです。

所得割と元被扶養者の均等割部分の軽減の特例が見直されたものであり、一方で世帯の所得が特に低い方に対し適用されている均等割部分の9割軽減と8.5割軽減の特例措置については当面継続するものであるとなっております。

また、見直される軽減措置については2年から3年かけて段階的に引き下げることが、被保険者の負担に配慮したものであるとうかがえます。

このたびの条例改正によって変更となる軽減特例については、こうした国の考えに基づいた見直しの内容となっております。今後とも、医療給付費の増加に伴い、保険料の上昇が想定されてはいますが、被保険者の負担に配慮しながら持続可能な制度運営を行っていくことを要望いたしまして、議案第3号について賛成いたします。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ討論を終結します。

これより議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本政義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本政義） 日程第7、議案第4号「平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） それでは、議案第4号「平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とあります平成28年度特別会計補正予算及び補正予算説明書の3ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれに334万2,000円を追加し、総額を6,503億2,077万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出の内訳について説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の右肩にナンバー6とあります議案参考資料をごらんください。

最初に、歳入について説明申し上げます。

議案参考資料の3ページをお開きください。

一番上の表の国庫支出金の特別調整交付金及び災害臨時特例補助金は、福島第一原発事故避難者に係る一部負担金の免除及び保険料減免に要する費用に対する補助金で、それぞれ3割、7割相当額の235万7,000円と549万7,000円の交付を受けるものです。

その下の繰入金の保険給付費支払基金繰入金は、特別調整交付金及び災害臨時特例補助金の交付に伴い、その額を保険給付費支払基金で補填する必要がなくなるため、これらの合計785万4,000円の減額をするものです。

次に、諸収入の市町村返納金は、平成27年度健康診査委託料に過誤があったため、川越市から334万2,000円の返納を受けるものです。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

4ページをごらんください。

一番上の表の基金積立金の保険給付費支払基金積立金は、先ほど歳入で説明しました川越市からの市町村返納金のうち、次の国県支出金等返還金の財源に充てる40万2,000円を除いた294万円を基金に積み立てるものです。

最後の諸支出金の国県支出金等返還金は、平成27年度の負担金の算定修正による追加の返還金として40万2,000円を増額するものです。

以上で議案第4号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島でございます。

1点だけ、返納金の川越市への内訳、どういった過誤があったのかだけ簡単に結構ですので、ご説明をお願いいたします。

○議長（松本政義） 森田給付課長。

○給付課長（森田 悟） お答え申し上げます。

健康診査の人数に誤りがありまして、それで返納金が発生したものでございます。

以上でございます。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ討論を終結いたします。

これより議案第4号「平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本政義） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本政義） 日程第8、議案第5号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森田事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森田金哉） 議案第5号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、右上にナンバー3とございますA4判横長の平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書の3ページをお開きください。

まず、平成29年度の一般会計予算総額は、中段の第1条にございますとおり16億8,860万円とするものでございます。

次に、主な歳入歳出についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊となっております右上にナンバー6とございますA4判横長の議案参考資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入からご説明させていただきます。

一番上の表にございます分担金及び負担金は、広域連合規約に基づいて各市町村にご負担いただく共通経費負担金16億8,745万9,000円を計上しております。

次に、その下の表の国庫支出金でございますが、被保険者の代表や医療関係者の方々などから意見を聞く場として開催しております後期高齢者医療懇話会に係る費用が国の補助制度の対

象となることから、83万3,000円を計上しております。

次に、8ページをごらんください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、上の表の議会運営に係る経費128万4,000円は、議員報酬や議会運営に係る経費でございます。

次に、その下の表の事務局運営に係る経費1,560万4,000円は、広域連合の事務所使用料、職員の旅費、消耗品費などの需用費や通信運搬費等の役務費などの経費でございます。

次に、一番下の表の電算システム等に係る経費2,750万8,000円は、職員用情報系端末機器及びサーバ等の賃借料やサーバの運用管理委託等に係る経費でございます。

次に、9ページをごらんください。

一番上の表の会議開催等に係る経費105万6,000円は、懇話会委員の報償金や審査会委員の報酬及び各種会議等の会議室の使用料等でございます。

その下の表の事務局職員に係る経費2億9,245万6,000円は、事務局職員の人件費や非常勤嘱託員の報酬等でございます。

2つ下の表の事務経費繰出金13億4,235万8,000円は、特別会計で支出する事務経費相当分を繰り出すものでございます。

以上で議案第5号につきましての説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 29年度一般会計についての予算についての質疑を行います。

まず1点目なんですけれども、一般管理費のうちの懇話会なんですけれども、懇話会の開催状況や、この懇話会の中で出された意見で主なものはどんなものなのかについて、ご説明をお願いします。

2点目としまして、各審査会が開かれているようなんですけれども、不服審査請求などの実績等についてお示しいただきたいと思います。これまでの審査請求そのものが、どの程度のものであるのかということです。

それと、同じく一般管理費の中で事務局員の人件費のところなんですけれども、正規職員数なんですけれども、定員数に対する拡充はどうであったのか、どういう検討がされてきたのかということ。

それから、これで見ますと、マイナス予算になっております前年度比で見ますと、約合計で1,400万のマイナス予算なんですけれども、このマイナスになった理由というのはどういうも

のであるのかということです。

それと、公舎借上料として遠隔地に居住する職員等のための借り上げとあるわけですが、遠隔地というのはどのくらいの距離というか、どこから通っておられるのか。そして、その対象の方はどのくらいいらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松本政義） 森田事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森田金哉） まず、1つ目のご質問ですが、懇話会の開催ですが、今年度でいえば2回です。内容的には、後から議案で出るんですが、広域計画というものがございまして、その関係です。あとは高額療養費制度の見直しとか、保険料の軽減措置の変更についてとかというのが議題になっております。

2点目の不服審査でございますが、不服審査に関しましてはございません。

次の定員35名に対して現在33人ですが、今まで33人でやってきたわけでございますが、やはり被保険者数が増えてきて、去年の主管課長会議において、人数を増やしてほしいというお願いをしたところ、了解を得ましたので、29年度から1名増の34人で、30年度から定員の35名になる予定でございます。

それと、マイナス予算でございますが、こちらはまず職員の給与等なんですけれども、ちょうど市町村さんをお願いするときに11月ごろでありまして、それでこちらの職員の関係でお願いしても、なかなか思うとおり派遣というのがいただけない部分がございます。その関係も含めまして、なかなか予算を組むのが難しいんですけれども、今年の監査のときにもやはり人件費の不用額というのが指摘されたところであります。

そこで、大きく精査をいたしまして、人件費の500万ほど精査の上で減らしました。後、残りが嘱託職員が今いるんですが、レセプト点検をやっていただいておりますが、その部分を来年から委託になるという関係で、その人件費が減っております。

最後の公舎借り上げですが、大体通勤とかで2時間ぐらいの、ドア・トゥ・ドアで2時間ぐらいの方を対象にしております。現在はゼロなんですけれども、途中まで秩父の方が使っておりました。今現在は退所といたしますか、使っている方はいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 懇話会が、これ国保の運営協議会に当たるようなものだと理解してよろしいのでしょうかね、その辺の確認と。

先ほど、広域計画の策定（案）に対するご意見いただいたり、特例軽減などの税率のですとかの、この問題についてご意見いただいたりということで、2回ほど開催されたということですが、ここに出された主な意見についてのご答弁がありませんでしたので、どんな声が

各市町村、自治体から、代表から上がってきて、懇話会の委員とされている方から上がってきているのか、もう一度改めてお示しいただきたいというふうに思います。

それから、嘱託職員の報酬等の減の理由についてなんですけれども、レセプトで今まで嘱託職員にしていたいたレセプト業務そのものか、それが委託されるというふうにおっしゃっていましたが、この委託というのは、委託先はどのようなところを考えておられるのでしょうか、その点についてお示しいただきたいと思います。

それから、職員のところで市町村でしようけれども、市町村に対して職員派遣をお願いしているんですけども、なかなか思うように派遣していただけないというようなお話があったと思うんですが、このことは職員定数34人の職員のことでおっしゃっていたのか、ちょっと意味がきちんと理解できなかったのので、改めてもう少しご丁寧をお願いいたします。

○議長（松本政義） 森田事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森田金哉） まず、最初の懇話会の関係なんですけれども、後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営について、広く関係者からの意見を聞くために懇話会というものを設置しております。

あと、出された意見としては、広域計画に関しましては医療費の負担割合をこの広域計画に載せるべきだというご意見が、強いご意見がございました。あとは、広域連合の職員をプロパーにすべきではないかというご意見もございました。今回、主だったものはそのぐらいでございます。

レセプトの関係でございますけれども、今までレセプトを点検していただいている業者がいるんですけども、そういうレセプト点検をやっているところに委託をする予定でございます。

職員の34人ということなんですけれども、うちのほうで希望している職位という意味合いです。人数ではなくて職位です。主任とか主査とか主事とかという、一応依頼をするのですが、お願いしたまま入ってこないという意味合いです。

以上でございます。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） レセプトの業者への委託の件で、もう1点だけ確認したいと思うんですが、従来お願いしていた業者に全面的に委託をするというふうな理解でいいんでしょうか。

それで、委託料はレセプトですから、一般会計ではなく、特別会計のほうから出るというふうなことなんでしょうか。主な委託料の金額というのは、どの程度になるというふうに想定されておられるのか伺います。

○議長（松本政義） 森田給付課長。

○給付課長（森田 悟） お答えいたします。

レセプトの資格点検等の委託先についてですが、従来委託していた業者にそのまま委託するというわけではなく、入札もしくはプロポーザルを実施いたしまして、そこで決定した業者と契約をするということになります。

委託金額の内訳についてですが、予算ベースでいいますと、28年度予算では内容点検ということで8,190万8,000円でした。29年度予算につきましては、内容点検と資格点検等の委託ということで9,206万円となっております。それから、予算につきましては特別会計となります。

以上でございます。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。一般会計に反対の討論をさせていただきます。

まず1点目は、来年度から改善される条例定数を守るということで、ご答弁ございましたが、29年においては定数35に対し34人の配置となっているということです。まだ1人欠員となっておりますので、これをちゃんと守って増員をしていただきたいということが1点です。

それから、県職員に対する県からの助成費がまだないということです。そのことについても異議があります。これには引き続き負担を求めていくべきだというふうに考えております。

以上の理由から反対といたします。

○議長（松本政義） 次に、賛成討論はありませんか。

原口議員。

○20番議員（原口 孝） 20番、原口です。

議案第5号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療連合一般会計予算」について賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度の運営は、広域連合と市町村の間でそれぞれ分担し、連携を図りながら運営を行っております。その中で、この一般会計は制度の運営から広域連合の基本的な予算となるもので、歳入は主として全市町村が負担する共通経費負担金が占めております。歳出につきましては、議会運営に係る経費を初めとして職員の人件費に係る経費や事務局運営に係る経

費などについて、これまでの事業実績を踏まえた確に計上されているものと存じます。

平成29年度の一般会計の予算額は16億8,860万円、前年度比との比較では約4.8%の増となりますが、被保険者数や医療給付費の増加に伴い、業務量が増加する中での確に対応するための必要な費用と考えます。市町村が負担する共通経費負担金を主な歳入としておりますので、今後も適正かつ効率的に運営されることを期待いたしまして、議案第5号について賛成いたします。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ討論を終結いたします。

これより議案第5号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本政義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本政義） 日程第9、議案第6号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） 議案第6号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料ナンバー3の平成29年度一般会計・特別会計予算及び予算説明書の19ページをお開きください。

平成29年度の特別会計予算総額は、第1条にございますとおり6,717億2,200万円とするものです。

次に、主な歳入歳出について説明いたします。恐れ入りますが、別冊の資料ナンバー6とあります議案参考資料の13ページをごらんください。

まず、歳入について、その主なものについて説明申し上げます。

一番上の表の市町村支出金1,250億177万3,000円は、市町村が徴収した保険料の納付金や低所得者及び被用者保険の被扶養者であったものに係る保険料軽減分の負担金、療養の給付等に係る市町村の定率負担金などです。

その下の国庫支出金2,051億9,545万2,000円は、療養の給付等に係る国の定率負担金やレセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に対する国の負担金、広域連合間の所得格差による財政力の調整を図るための普通調整交付金、健康診査事業等に係る国の補助金、低所得者及び被用者保険の被扶養者であったものに係る保険料軽減と特例措置分を補填する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金などです。

次に、一番下の県支出金542億991万5,000円は、医療給付費等に係る県の定率負担金や高額な医療費に対する県の負担金等です。

次に、14ページをごらんください。

一番上の表の支払基金交付金2,762億7,885万7,000円は、現役世代からの支援金です。

その下の特別高額医療費共同事業交付金2億4,533万8,000円は、レセプト1件につき400万円を超えるものについて、財政負担を軽減することを目的に国保中央会で行う共同事業からの交付金です。

その下の繰入金71億5,823万2,000円は、市町村からの共通経費負担金のうち、特別会計分を一般会計から繰り入れる事務経費繰入金と歳出に対する歳入不足額を補填する保険給付費支払基金繰入金です。

次に、その下の繰越金と前年度繰越金30億円は、国・県・支払基金などからの療養給付費負担金などの概算払いによる剰余分と決算繰越見込み額として予算措置するものです。

次に、15ページをごらんください。

歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

一番上の表の保険給付に係る経費6,627億3,512万2,000円は、被保険者の医科・歯科・調剤の給付などに係る療養給付費等や、1カ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた部分を支給する高額療養費などです。

次に、その下の保健事業に係る経費27億6,842万3,000円は、健康診査事業を市町村に委託する健康診査委託料や、埼玉県歯科医師会に委託する歯科健康診査委託料などです。

次に、一番下のレセプトの審査・点検等に係る経費17億9,339万6,000円は、レセプトの審査及び診療報酬等の支払い業務について、国保連合会に委託する審査支払委託料、レセプトを電子化、オンライン化するシステムの運用管理について、国保連合会に委託するレセプト管理システム運用委託料、結核性疾患及び精神病に係るレセプトデータ解析委託料などです。

次に、16ページをごらんください。

一番上の表の医療費通知等に係る経費3億4,941万8,000円は、医療費通知や支給決定通知などの作成、発送に係る経費です。

その下の医療費適正化に係る経費4,025万1,000円は、ジェネリック医薬品の使用促進に係る経費や損害賠償求償事務の委託料です。

次に、その下の被保険者証、ミニガイド等の作成等に係る経費8,401万7,000円は、ミニガイドやパンフレットなどの作成経費や被保険者証等作成業務委託料などです。

一番下の表の広域連合電算システムに係る経費5億4,702万2,000円は、広域連合電算処理システムに係る機器の運用管理に係る経費や機器の賃借に係る経費などです。

次に、17ページをごらんください。

中段の拠出金・積立金・公債費2億4,733万9,000円は、主にレセプト1件につき400万円を超える高額な医療費に対する国保中央会で行う共同事業への拠出金などです。

以上で議案第6号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 特別会計予算に対する質疑を行います。

まず、1点目なんですけれども、28年度、前年度比との関係で、保険料の納付状況なんですけれども、被保険者数や1人当たりの保険料としてどのくらい前年度との間でふえているのかについてお示しください。

次に、2点目ですけれども、高額療養費の限度額が引き上がっていると思います。引き上がると思います。その影響なんですけれども、29年度においてどのようにこの限度額の引き上げが反映されているのか。これで見ますと、1億ちょっとくらいの減になっているのがそれかなと思われるんですが、数字をお示しいただきたいと思います。

そして、高額療養費、70歳以上の方の限度額が引き上げられるわけなんですけれども、その引き上げの概要ですね、幾らから幾らに、所得幾らくらいの人は幾らにという概要をお示しいただきたいと思いますし、その総額と引き上げによる対象者数といいますか、新しく医療を受ける方が何人いるかというのはわからないわけなんですけれども、例えば27年度決算ベースでこのくらいいたよというようなことで、試算でもし出してあるようならお示しいただきたいというふうに思います。影響がどの程度あるのかを知りたいからです。

それから、国庫補助金の特別調整交付金についてなんですけれども、補正で追加が、補正があつて、合計で8億くらいのお金が調整交付金として国から下りてきているようですが、これ

は一部負担金の減免や災害臨時特例補助金に基づく保険料減免とか、震災関連のことだと思うんですが、これが29年度の予算には反映されておりません。それは国による補助の打ち切りということと関連があると思うんですが、そのことの確認をお願いいたします。

そして、今までこの国庫補助金を使って交付されていた方々の人数ですとか、対象額についてお示しいただきたいと思います。

それから、県からの支出金なんですけれども、健康診査事業への補助金が県からないということですが、29年度においても同じなのかどうか。なので、県に対しては要望されているというふうにお答えいただいておりますが、29年度の予算編成に当たっても県にしっかりと要望していただけたのかどうか、以上が歳入についての質疑です。

続いて、歳出についてなんですけれども、療養給付費の状況ですけれども、療養給付費が伸びているわけですけれども、1人当たりの給付費額、伸び率をお示しいただきたいと思います。

それから、健康事業なんですけれども、人間ドックの助成金、補助金が500万かな、減になっていると思うんです、前年比で、減っているんですけれども、この人間ドックがあと7市ぐらい未実施の自治体があるというふうにお聞きしているんですが、29年度においてはどのようにこの実施自治体がふえているのか、対象額として減った分はどのような理由によるものなのかお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） 1点目の保険料の納付の関係ということで、1人当たりの保険料額ということで、見込みはということでございますが、29年度に1人当たりの保険料額の平均といたしまして7万4,649円という額を見込んでおります。平成28年度の9月30日現在で7万3,321円でございますので、それに対して平成29年度は7万4,649円ということで、被保険者の伸びを勘案いたしまして全体の保険料額を算出しているところでございます。

○議長（松本政義） 森田給付課長。

○給付課長（森田 悟） 高額療養費制度の見直しに伴う影響額についてですが、平成29年度につきまして約8億2,800万円と見込んでおります。

引き上げの概要についてですが、激変緩和のため2段階で施行されますが、低所得者の算定基準額は据え置かれます。第1段階は平成29年8月から施行され、現役並み所得者につきましては外来療養に係る算定基準額が現行の4万4,400円から5万7,600円に引き上げられます。一般所得者につきましては、外来療養に係る算定基準額が現行の1万2,000円から1万4,000円に引き上げられます。また、新たに年間上限14万4,000円が設けられます。また、世帯に係る算定基準額が現行の4万4,400円から5万7,600円に引き上げられます。新たに多数回該当として

4万4,400円の算定基準額が設けられます。

第2段階ですが、平成30年8月から施行され、現役並み所得者につきましては外来療養に係る高額療養費の算定基準が廃止された上で所得区分が細分化されます。現行は8万100円に医療費から26万7,000円を差し引いた額の1%を加えた額となっていますが、課税所得690万円以上の方は25万2,600円に医療費から84万2,000円を差し引いた額の1%を加えた額、課税所得380万円以上の方は16万7,400円に医療費から55万8,000円を差し引いた額の1%を加えた額となります。課税所得145万円以上380万円未満の方は変更はありません。一般所得者につきましては、外来療養に係る算定基準額が第1段階の1万4,000円から1万8,000円に引き上げられます。年間上限14万4,000円は、そのまま継続となります。高額療養費については、このような見直しの内容となっております。

対象者数ですが、平成27年度決算ベースでの試算を出しておりませんので、お示しすることはできません。平成29年度の見込み件数につきまして申し上げますと、現物分につきましては、現役並み外来が5,696件、一般外来が5万1,665件、一般世帯が7万7,910件となります。現金分につきましては現役並みの外来が1万1,875件、一般外来が9万8,323件、一般世帯が4万7,247件となります。

それから、特別調整交付金の一部負担金免除についての交付は、東日本大震災によるものです。平成29年度予算に反映していないことについてですが、毎年補正で対応させていただいておりまして、当初予算では見込んでいないということでございます。

それから、東日本大震災に係る一部負担金免除の、平成28年度の対象者数は58名となっております。

それから、約500万円の減額の主な理由といたしましては、特別調整交付金の対象であった事業が平成28年度から後期高齢者医療制度事業費補助金の対象となりまして、特別調整交付金の対象から外れたためでございます。

それから、健康診査の補助金の県への要望についてですが、県には平成28年10月に要望をしております。予算として見込んでおりませんが、1,000円の計上をしております。

それから、平成29年度予算の1人当たりの医療給付費の見込みにつきましては、80万1,702円、伸び率は平成28年度の見込みに対しまして0.7%増を見込んでおります。

それから、人間ドック等の実施自治体ですが、平成29年度は59自治体を見込んでおります。以上でございます。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） 先ほど、28年度の1人当たりの保険料額ということで、9月末ということで7万3,321円と答弁申し上げましたが、9月末ではなく、当初賦課時

点における数字で7万3,321円ですので、訂正させていただきます。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 29年度予算で大事なところは、特例軽減が廃止されたことによる影響と、それから高額療養費の限度額が引き上げられたことによる影響かなというふうに私としては思っているわけです。

それで、先ほど高額療養費の金額が8億何千万というふうにおっしゃったと思うんですが、ちょっと聞き取り漏らしてしまいましたので、そして件数もですね、いろいろ高額療養費の仕組み自体が所得によって細分化されていることと、入院と外来と両方あったりということで、合算で出したりということもあって、数字の羅列で多分、皆さんメモし切れなかった、私も実際全部メモし切れませんでした。それで、できましたらペーパーで、先ほどのご答弁の内容を図表化したものをお持ちなのかと思いますので、そこを答弁の内容としてお示しいただければ、なおありがたいんですけども、議事録ができる前にそれは要望しておきたいと思います。

影響額だけ、もう一度お答えいただきたいと思います。

それと、全体の件数、総量といいますか、全体の件数という形で限度額が出ないかどうか、出ませんか、やっぱり、一人一人の金額が違うから計算しにくいわけですよ。そのことはちょっと理解しつつも、全体の件数としてトータルでどのくらいの方が影響受けるのか、人数よりはこれは件数だと思いますので、件数でトータル数がわかればお示しいただきたいと思うんですが。

以上です。

○議長（松本政義） 森田給付課長。

○給付課長（森田 悟） 影響額につきまして、平成29年度は、約8億2,800万円と見込んでおります。

影響の件数につきまして、平成29年度は、29万2,716件と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。平成29年度特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

29年度の予算には、低所得者の特例軽減の一部廃止による保険料増収分が含まれています。その総額は8億6,000万円と、影響を受ける方が元被扶養者など約12万人とのことでございます。元被扶養者の方で最高の負担増は4,200円から8,957円へと2倍強の影響になるということで、大変な影響だというふうに思っております。

さらに、来年度以降、その負担増が続くわけです。

そして、もう一つは、先ほども質疑しましたけれども、70歳以上の高額療養費の限度額の引き上げによる負担増も含まれておまして、先ほどのご説明だと約8億2,800万円、そして件数は29万を超える件数だということがわかりました。一定所得のある方々への影響が大きいわけですが、しかし高齢化に伴い外来通院や入院ということで医療費がかさむ、医療費の負担が大変重いというのは高齢者にとっての現実ではないかと思っております。医療を必要とする方々にとって、自己負担がふえるということは大きな影響を及ぼすなと思っております。

そしてまた、保険料が全体として引き上がるのが低所得者への影響などを考えますと、資料をいただきましてさらに驚いたわけですが、約1万4,000人のうちの年金収入の中で153万円以下の方が約55.8%ということで半数以上を占めていることや、所得なし世帯が非常に多いということもわかってきましたし、短期被保険者証の発行数や滞納者数もふえているということもありまして、これ以上、後期高齢の方々に負担増を推しかぶせるやり方は本当にやってはいけないことなんじゃないかなというふうに思っております。医療機関への受診抑制につながるすれば、命を守れないということになるわけで、医療保険制度の役割がどうなのかということにつながる問題だというふうに思っております。

そして、医療費の適正化ということで言われておりますけれども、なかなか市町村の検診の受診率も向上してこないという中で、ジェネリック医薬品の利用促進ばかりが進んでいくということが危惧されます。人間ドックへの補助助成や健康診断への補助を増額して、購入負担を減らしながら高齢者が健康づくりのために早期発見のために、医療機関への受診につながる健康診断にしっかりと参加してほしいということを願っているわけです。

そういう意味からも、県からの健康増進事業に対する助成金が復活していないということも認められないなというふうに思っております。

以上のことを指摘させていただいて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（松本政義） 次に、賛成討論はありますか。

平山議員。

○11番議員（平山五郎） 11番、平山でございます。議案第6号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について、賛成の立場から討論をいたします。

この特別会計は、被保険者からの保険料、国や県の負担金、補助金、現役世代からの支援金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出としております。平成29年度の特別会計の予算額は6,717億2,200万円で、前年度との比較では約5.7%の増となります。

歳出におきましては、被保険者の増加により医療給付費の増加が避けられない中、他の支出の見直しを行い、被保険者の健康の保持の増進の観点から、保健事業に係る経費の、医療費の適正化の観点から、レセプトの審査、点検等に係る経費などを必要な経費として計上しているものでございます。

また、歳入ですが、負担金、補助金等はそれぞれの決まりに基づき、歳出額に合わせて的確に計上をされているものでございます。

今後とも、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けられるよう、制度の安定的な運営に向けて取り組まれることを期待をいたしまして、議案第6号について賛成といたします。

以上でございます。

○議長（松本政義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ討論を終結いたします。

これより議案第6号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本政義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本政義） 日程第10、議案第7号「埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森田事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森田金哉） 議案第7号「埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー 4 とございます A 4 判縦長の議案参考資料の 31 ページをお開きいただきたいと存じます。

趣旨といたしましては、現広域計画の計画期間が平成 24 年度から 28 年度となっており、本年度で満了となることから、広域計画の変更を行うものでございます。

次に、32 ページをごらんください。

地方自治法の抜粋でございますが、広域計画は第 291 条の 7 第 1 項の規定により作成しなければならないものとなっております。

同じく第 4 項にありますとおり、広域連合と関係市町村の事務については、広域計画で定めるとございまして、第 3 項により今回、ご審議をお願いしているものでございます。

また、記載する項目につきましては、下のほうにございます当広域連合規約の第 5 条のとおりとなっております。

なお、次のページ、33 ページからは第 2 次広域計画等を参考資料として添付させていただいております。

概要の説明につきましては、恐れ入りますが、右肩にナンバー 1 とございます埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の 13 ページにございます埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域計画を使ってご説明させていただきます。

まず、1 ページをお願いいたします。

(1) 広域計画の趣旨でございますが、計画を策定するための根拠と、後期高齢者医療制度の運営にあたり、広域連合と市町村の役割を分担し、連絡調整を図りながら、事務処理を円滑に行うために定めるとの内容となっております。

次に、(2) 第 2 次広域計画の振返りですが、現行の平成 24 年度から平成 28 年度までの計画の中で、特に取り組むべき課題として 3 点上げ、その実現に向けて第 2 次広域計画の期間中に新たな事業等を実施してきたという振り返りを行っておりまして、次の 2 ページに第 2 次広域計画期間中に新たに始めた事業等を載せてございます。

次に、(3) 広域計画の期間及び改定ですが、計画の期間を平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とする旨と改定について記載してございます。

続きまして、3 ページ、「2 現状と課題」でございますが、まず (1) 現状と見込みでございます。当広域連合の①被保険者数、②医療費、③保険料について、それぞれの現状と見込みを記載させていただいております。それぞれの内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

(2) 課題でございます。被保険者数や医療給付費の増大に対応し、制度の安定した運営を

行うため、課題として①医療費の適正化、②被保険者の健康の保持増進、③健全な財政運営の3点を上げさせていただいております。

次に、「3 基本方針」でございます。当広域連合が運営を行うに当たり、記載のとおり基本方針を定めたものでございます。

次に、「4 基本施策」でございます。基本方針に基づき、(1) 医療費適正化の推進、(2) 保健事業の推進、(3) 健全な財政運営、(4) 組織体制の整備と事務の効率化の4つの基本施策を定めさせていただいております。

内容につきましては、次の8ページに記載されているとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

「5 広域連合と市町村の事務分担」でございます。

制度の運営に必要な事務について、広域連合と市町村が協議等を行い、適切な事務を分担して行う主な事務の分担を一覧としてまとめたものでございます。

広域計画の概要につきましては以上でございますが、今回の策定に際しましてのこれまでの手順をご説明させていただきます。

まず、広域連合で素案を作成し、それに対する県からの助言をいただき、関係市町村及び医療懇話会からもご意見をいただき、主管課長会議、運営検討委員会で内容の検討を行っていただいた後、広域計画案を策定いたしました。その後、広域計画案に対し、主管課長会議で了承を得、正副連合長にもご了承をいただいた後、広く意見を聴取するためパブリックコメントを1カ月間実施させていただきました。パブリックコメント終了後、運営検討委員会、主管課長会議、医療懇話会にて説明をし、了承をいただきました。

以上のような手順を踏ませていただき、本案を提出させていただいております。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本政義） これより質疑を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子です。

介護保険制度と同様に、後期高齢者医療保険制度においても公費負担が2分の1、保険料の負担が2分の1という仕組みになっておりまして、25年度にピークを迎えるという、75歳以上

の人口が最もふえるときまで、この公式でいきますと、保険料負担が現役世代と後期高齢者に対する負担が、医療費がふえるごとにふえていくという仕組みになっています。いわば比例する関係になっております。この大もとを変えていかない限り、保険料は際限なく引き上がっていくと、もう負担は限界という実際の県民、市民とのあつれきはさらに深まっていくと思われまます。公費負担をふやす取り組みを本格的に議論をしていかなければいけないのではないかと私は思っております。そういう意味からも、この計画における財源負担のところの部分については、皆さんとご一緒に審議を深めていけたらというふうに思っておりますので、計画そのものに全面的に反対ではありませんが、財源確保の問題、後期高齢者あるいは現役世代への保険料負担をこれ以上押しつけていかない方策を検討していくということを提案させていただきまして、反対させていただきます。

○議長（松本政義） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本政義） なければ討論を終結いたします。

これより議案第7号「埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本政義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は15時50分を予定いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時50分

○議長（松本政義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎一般質問

○議長（松本政義） 日程第11、後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問を行います。

一般質問に関連する資料要求が17番、戸島議員からあり、執行部より提出された資料をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

これよりお手元に配付した通告書のとおり質問を許します。

なお、議案質疑と重複する質問については避けるようお願いをいたします。

また、質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

17番、戸島議員。

**○17番議員（戸島義子）** 戸島義子でございます。通告に基づいて質問をしたいと思っております。

まず1点目に、保険料の賦課事業についてなんですけれども、後期高齢者の年金等の収入が減っているというふうなことは全国的な傾向だと思います。年金削減などがありますから、さいたま市でもこの5年間で16万円減っているという調査がありました。県内の高齢者の生活実態を把握する上でお聞きしたいと思っております。

年金収入の平均額と低所得者の年金収入の状況について、人数、そして割合についてお示しいただきたいと思っております。

次に、基礎年金額、80万円弱なんですけれども、この以下の方々がどのくらいおられるのか、割合としてはどのくらいなのかについてもお聞かせください。

2点目としまして、保険料の滞納状況について伺います。

まず、現年分の滞納額と、それから滞納人数、それからその割合について。

それから、2点目として滞納者の所得状況について、100万円以下でどのくらいおられるのか、100万円以上ではどのくらいおられるのかお示しいただきたいと思っております。

滞納対策の現状と差し押さえの状況についてなんですけれども、差し押さえを実施した件数、物件数といいますかね、それから換金された金額でどのくらい返納されてきたのかお示しいただきたいと思っております。

それから、関連して短期被保険者証なんですけれども、短期被保険者証が発行されております。短期被保険者証の発行数と発行している市町村のうち、どの程度あるのかということと、そのうち普通徴収の方が多いのかなと思っておりますが、その普通徴収した割合等についてお示しいただきたいと思っております。

それから、短期被保険者証の交付要件とかは市町村の中での独自判断で行われているのかどうか、どういうふうによ網では扱っておられるのか、お示しいただきたいと思っております。

そして、短期被保険者証の発行を中止するということについては、どういった可能性があるのかについてもお示しいただきたいと思っております。

4点目は、保険料の独自減免についてお聞きします。申請減免というふうに言っておりますけれども、本人の申請による減免措置なんですけれども、その実績と申請の理由をお示しいた

だきたいと思います。

それから、条例や要綱で決められていると思いますので、その要件がどのようになっているのか伺います。

それから、災害ですとか、所得急減世帯とかが多いかと思うんですけれども、慢性的などうか、恒常的な生活困窮者の場合、適用する可能性がないのかどうか、もしこれをやって恒常的な生活困窮者に対して申請を認めるというふうにした場合、生活保護基準の一・何倍とかということもあるのかもしれませんが、その必要経費額等が試算されるようでしたら、お示しいただきたいと思います。

それから、5点目として、今度は窓口での医療費の一部負担金の申請減免についてなんですけれども、ここ5で示されているように医療費にかかった一部負担金の減免を申請することができると思いますが、その支給の実績についてお示しいただきたいのと、同じように申請減免できる要件についてお示しいただきたいと思います。

それから、2番目として上げました保険財政の現状についての剰余金等の伸び率ですね、この5年間での推移でお示しいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○議長（松本政義） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） ただいまのご質問につきまして、順次答弁させていただきます。

まず、質問項目1の（1）後期高齢者の年金等の収入状況についてご答弁申し上げます。

①年金収入の平均額及び低所得者の年金収入状況についてですが、平成28年度被保険者実態調査における被保険者の年金収入の平均額は125万9,534円です。年金収入額がゼロ円の方が7万9,944人、全被保険者の10.13%、1円以上20万円以下の方が1万2,517人で1.59%、20万円を超え40万円以下の方が4万6,007人で5.83%、40万円を超え60万円以下の方が11万9,144人で15.10%、60万円を超え80万円以下の方が11万1,428人で14.12%、80万円を超え100万円以下の方が6万9,311人で8.78%、100万円を超え120万円以下の方が4万6,638人で5.91%、年金収入額が120万円を超え125万9,534円以下の方が1万1,135人で1.41%、平均以下の方の合計が49万6,124人で全被保険者の62.87%となっています。

次に、②基礎年金満額80万円以下の人数と割合についてですが、年金収入80万円以下の方は36万9,040人で全被保険者の46.77%となっています。ちなみに、平成28年度、基礎年金額の満額は厳密には78万100円となりますが、この金額以下の方は36万1,080人で全被保険者の45.76%となっています。

次に、（２）保険料の滞納状況についてご答弁を申し上げます。

まず、①現年分の滞納額と人数及び占める割合についてですが、平成29年1月30日現在の現年分の滞納額の合計は4億8,019万3,798円、人数は1万4,015人で全被保険者の1.67%となっています。

次に、②滞納者の所得状況についてですが、所得金額がゼロ円、これは年金収入ですと153万円以下の方になりますが、7,825人で所得金額1円以上20万円以下の方は545人、20万円を超え40万円以下の方は526人、40万円を超え60万円以下の方は557人、60万円を超え80万円以下の方は644人、80万円を超え100万円以下の方は543人、100万円を超え200万円以下の方は1,649人、200万円を超え300万円以下の方は646人、300万円を超え400万円以下の方は418人、400万円を超え500万円以下の方は191人、500万円を超え600万円以下の方は83人、600万円を超え700万円以下の方は62人、700万円を超え800万円以下の方は53人、800万円を超え900万円以下の方は39人、900万円を超え1,000万円以下の方は31人、1,000万円を超えている方は203人となっています。

次に、③滞納対策の現状と差し押さえ状況についてですが、保険料の徴収事務は市町村で行っており、保険料収納対策実施方針に基づき、各市町村が収納対策実施計画を作成して納付環境の整備、早期催告の強化、短期被保険者証の交付、差し押さえなどの対策を計画的に行っております。

平成28年12月末現在の差し押さえ件数は48件、内訳は預貯金が36件、給与4件、市税還付金3件、年金2件、生命保険2件、所得税還付金1件となっています。また、平成27年度以前に差し押さえたものも含めまして、40件から240万8,674円の配当を受けています。

次に、（３）短期被保険者証の交付についてご答弁申し上げます。

まず、①被保険者証の交付数、交付市町村名、うち普通徴収者数ですが、平成28年度は8月1日に198人に短期被保険者証を交付しました。うち普通徴収者は183人となっています。平成29年2月1日現在では149人に交付しており、うち普通徴収者は138人となっています。

次に、8月1日に交付をした市町村でございますが、さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市、深谷市、越谷市、戸田市、入間市、志木市、和光市、新座市、富士見市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、神川町、上里町、松伏町の合計29市町となっております。

次に、②短期被保険者証の交付要件と要綱での取り扱いについてですが、交付要件は市町村ごとの要綱ではなくて、広域連合の要綱の規定どおりとしております。

保険料を滞納している被保険者のうち、①原則として保険料の軽減の適用を受ける方以外で、②前年度における保険料賦課額の9割相当額以上の滞納があり、③納付相談等に応じないか、

納付相談等により取り決めた保険料納付方法を履行しない方、または④市町村における納付相談等により特に必要があると認めた方に交付しております。

次に、③交付中止の可能性についてですが、現在有効期間が4カ月の短期被保険者証を交付しておりますが、これは更新の都度、市町村窓口においていただくことによりまして、納付相談や納付指導の機会を確保し、納付に導くことにより、被保険者間の負担の公平を図るためのものです。

また、被保険者との相談を行うことによりまして、納付が遅れている理由をお聞きし、納付が困難で財産もお持ちでない場合には滞納処分の執行停止を行い、生活状況によっては福祉部門と連携するなど、被保険者の実態に応じた丁寧な対応を行うことができますので、引き続き短期被保険者証の活用を図ってまいります。

なお、短期被保険者証は資格証明書と異なり有効期間が短いことを除き、一般の被保険者証との違いはなく、医療機関での受診を妨げるものではありません。

次に、(4) 保険料の独自（申請）減免についてご答弁申し上げます。

①申請減免の実績と、その申請理由についてですが、平成28年度は平成29年2月1日現在374件の申請があり、うち371件を減免しております。その内訳ですが、東日本大震災による関係が63件、その他災害が294件、収入減少4件、刑事施設に入所している方など10件で、減免額は合計で約773万円となっております。却下は3件で、うち2件の理由は水害による損害についての申請でしたが、生活必需品の被害がなかったことによるもので、残りの1件は火災による損害について前年度に減免を受けた方からの申請でしたが、既に減免の適用期間が過ぎていたことによるものです。

次に、②条例及び要綱上における減免要件についてですが、後期高齢者医療に関する条例第18条で、(1) 生計維持者が死亡したとき、(2) 被保険者または生計維持者の収入が長期入院、事業の休廃止、著しい損失、失業、農作物の不作などにより著しく減少したとき、(3) 被保険者または生計維持者が震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財等の財産が著しい損害を受けたときなどに、必要があると認められるものに対し保険料を減免すると規定しております。

また、保険料減免事務取扱要綱第4条で、生計維持者の死亡、被保険者または生計維持者の収入減少を理由とする減免については、当該年度における被保険者及び生計維持者の総収入の見込み額が前年と比較し50%以上減少し、かつ前年における被保険者及び生計維持者の合計所得金額が600万円以下であり、生活困窮が認められるものに対し、収入減少率が90%以上の場合は保険料の100%を減免し、収入減少率が70%以上90%未満の場合は保険料の70%を減免し、収入減少率が50%以上70%未満の場合は保険料の50%を減免すると規定しております。

また、災害を理由とする減免については、住宅の損壊、焼失、または流失した部分が延べ床面積の70%以上の場合は保険料の100%を減免し、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満の場合は保険料の70%を減免し、損壊部分が延べ床面積の20%以上50%未満の場合、家財その他の財産が焼失、損壊の被害を受けた場合及び床上浸水の場合は保険料の50%を減免すると規定しております。

次に、③生活困窮者に適用する可能性と普通徴収者を対象にした場合の必要経費の試算についてですが、年金収入がない方や年金収入が少ない方に仮に減免を適用した場合を例として説明申し上げます。

年金収入が18万円未満の方は、年金から特別徴収として天引きされず、普通徴収、口座振替あるいは納付書により納付していただいております。平成28年度被保険者実態調査によりますと、年金収入がない方を含め9万738人の方が年金収入18万円未満となっております。これは全被保険者の11.5%となります。これらの年金収入がない方を含めた年金収入18万円未満の方の保険料の合計は約52億円となります。仮に、これらの方全員の保険料を全額減免とした場合は約52億円、50%減免とした場合は約26億円の財源が必要となります。

これらの所得の低い方については、既に保険料を賦課する際に所得割が賦課されず、世帯の所得に応じて均等割も9割軽減や8.5割軽減の措置が講じられています。このように所得に応じて保険料を賦課した中で、減免は病気等により収入が著しく減少した場合や火災や洪水被害をこうむった場合などの一人一人の被保険者の状況を勘案して個別に適用する制度ですので、ご提案のように一律に適用することはできないと考えております。

次に、(5)窓口での医療費一部負担金の減免についてご答弁申し上げます。

①の医療費一部負担金の減免申請と支給の実績についてですが、平成28年度は長期入院等による収入減少を理由とする一部負担金の減免の申請は1月末までで1件ありましたが、実際の収入減少がなかったため、却下となりました。

次に、災害救助法が適用される区域の被保険者に対する一部負担金の免除申請は、1月末までで1件あり、一部負担金免除を決定しましたが、今のところ支給実績はございません。

次に、東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除の申請は、1月末までで12件ありました。対象人数は、平成28年8月更新時で58人となっております。支給実績は、12月末までとなりますが、約367万円となっております。

続きまして、②の減免要件についてですが、災害による損害、長期入院等による収入減少を理由とする一部負担金の減免の要件は、被保険者の属する世帯が過去1年以内に震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財、その他の財産について住宅の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の5割以上の損害を受けたとき、家財

その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害を受けたとき、世帯主または生計維持者が死亡し、もしくは心身に重大な障害を受け、または6カ月以上の入院をしていることにより著しい収入の減少があったとき、その他これらに類する事由があったときのいずれかの事由に該当し、世帯の預貯金の合計額が基準生活費の3カ月分に相当する額以下である場合で、世帯の平均収入月額が基準生活費に1.2を乗じて得た額以下であるときとなっております。

次に、災害救助法が適用された区域の被保険者に対する一部負担金免除の要件は、災害救助法の適用区域の被保険者の属する世帯が過去1年以内に震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財、その他の財産について住宅の損壊、焼失または流失した部分の床面積がその住宅の延べ床面積の2割以上の損壊を受けたとき、または家財、その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害を受けたとき、かつ市町村民税が課されていない場合、または市町村民税が減免されている場合となります。

次に、東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金の免除の要件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等、旧避難指示解除準備区域の被災者となります。

質問項目2の(1) 剰余金・伸び率について申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計の決算剰余金につきましては、国・県、市町村などへの返還金等を除いた額を保険給付費支払基金に積み立てております。各年度末の基金残高は、平成24年度は112億2,955万円、前年度比31.53%増、平成25年度は82億4,890万円、前年度比26.54%減、平成26年度は140億8,263万円、前年度比70.72%増、平成27年度は156億1,650万円、前年度比10.89%増となっており、平成28年度は181億8,492万円、前年度比16.45%増となる見込みです。

以上です。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） ありがとうございます。再質問をしていきたいと思っております。

まず、滞納の理由についてなんですけれども、かなりの高額所得の方でも滞納されておられる方がいるということについての、その理由ですね、事由というんですか、そのことについての把握はどのようになっているのでしょうか。

2つ目として、短期被保険者証の発行をするのはわかりましたけれども、窓口にとめ置きをしているということの実施している自治体というのは何自治体あるのでしょうか。

それから、窓口での一部負担金制度なんですけれども、この制度を知らない方が圧倒的なんですけれども、この周知をどう広めていくかということについて、どのように検討されているのでしょうか。

それから、保険料や医療費の窓口負担の一部減免についてなんですけれども、恒常的な貧困

対策として何か考えて、特例軽減でもやっぱり負担はあるわけで、何かこう考えられることと  
いうものについて、何か行動されたことってあるんでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） まず、1点目の滞納者について、高額な所得の方  
も滞納が多くいるけれども、その事由について把握しているのかというご質問につきましてで  
すが、徴収事務につきましては市町村に行っていたいただいているところがございます。その中で、  
高額な所得のある方でお支払いいただいている方もいらっしゃる一方、資力があるにもかかわらず  
払っていない方もいらっしゃいます。具体的な事例までは把握しておりませんが、高額な  
所得があるにもかかわらず滞納している方につきましては、中には若干悪質な方もいらっしゃる  
かと思しますので、滞納処分等の対象となっているものと考えております。

それから、2番目の短期被保険者証を窓口にとめ置きしている市町村はどのくらいあるのか  
というお尋ねでございますが、埼玉県広域連合といたしましてはとめ置きという形はとりませ  
んで、まずは窓口のほうに相談という形でおいでいただいておりますという措置をとって  
おりますが、それでも2週間お待ちしても、おいでいただけない方には郵送しておりますので、  
市町村で保管しているというようなことはございません。一応相談においでをお願いしまして、  
2週間後には郵送によりお手元に届くような対応をとっております。

それから、一部負担金や保険料の減免について知らない方についてはどのように周知を行っ  
ているのかというご質問でございます。

保険料の減免ですとか、一部負担金の減免につきましては、まず保険料につきましては毎年  
保険料の賦課決定通知を送付する際に「保険料のしおり」を同封しております。そちらのほう  
に保険料減免制度についての内容を記載しております。保険料減免と一部負担金の減免、両方  
につきましては新しい被保険者証を送付する際に同封しております「後期高齢者医療制度のて  
びき」に制度の説明を記載いたしまして、被保険者の皆様に周知を図るとともに、広域連合の  
ホームページにも掲載して制度の周知を図っているところでございます。

また、被保険者証の更新PRポスターにおきましても、減免制度の説明を記載いたしまして、  
医療機関や市役所に配付して掲示していただいております。あわせて、ご指摘のようになかな  
か制度をご存じでない方が多いと思いますので、保険料の減免のご相談ですとか、問い合わせ  
窓口となります市町村に対しましてお問い合わせ等の場合には丁寧な説明を行うなどの対応を  
するようにお願いをしているところでございます。

それから、4点目の恒常的な貧困者に対する減免について検討したのかということござい  
ます。

今回、国の保険料の軽減制度の見直しについて、医療懇話会に報告した際に、国は今回、広域連合の要望の成果もございまして、介護保険料の減免の見直しですとか、年金生活者支援給付金の支給とかにあわせて事業の見直しを行うように要望してきた成果として、当面9割と8.5割の軽減というものは維持されたところでございまして、また今回見直されましたものも2年ないし3年をかけて、段階的に廃止するという措置が講じられましたことから、広域連合として独自の救済制度は設けませんとご説明しましたところ、被保険者代表の皆様を初め、それぞれの委員の皆様からは特段、それらの必要性についてのご意見とかはいただけていないところでございます。

また、近隣の広域連合にも確認しましたところ、今回の国の制度見直しに伴いまして独自の軽減措置を新たに講じる広域連合はないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（松本政義） 戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 1点だけ、これ現状を調査するときをお願いしたいことなんですけれども、滞納状況についての調査といいますか、滞納者への接近の仕方なんですけれども、年齢的なことからいって、資産だけの問題で悪質だというふうに決めつけられないケースも多々あると思うんです。例えば、認知症になっていたりとか、財産管理がちゃんとできない状況に陥っているというような事例もあると思いますので、滞納イコール悪質という決めつけはせずにですね、一人一人の被保険者に丁寧にかかわって、家庭の状況ですとか、そういうことをしっかりと把握した上で、それなりの道を、ほかの機関とも連携してするという、そういう窓口であるんだというような認識をぜひ持っていただきたいと思うわけです。それについての見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（松本政義） 中島事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（中島利夫） ただいまご指摘のありました、確かに資産だけということでは、お年を召した方については、なかなか現金化しにくい資産などをお持ちの方もいらっしゃると思いますし、今お話のあった認知症などでなかなか判断が難しい方もいらっしゃると思います。広域連合として、そのためにも各市町村に徴収対策をお願いしておりますのが、一人一人の被保険者の状況をよくお聞きし、よく調べ、それに応じてどういうように納付をしていただく、あるいは納付をしなくてもいいような措置が適当なのか、その辺のところを判断いただいて丁寧に対応をいただくように日ごろからお願いしているところでございます。そのためにも、先ほど申し上げたような被保険者の方との接する機会をふやすためには、短期被保険者証も有効な手段の一つと考えておりますので、今後もいろんな方法を考えながら、それらの対策を講じていくことによりまして、負担の公平というものを図ってまいりたいと考

えております。

以上です。

○議長（松本政義） 以上で17番、戸島議員の一般質問を終了いたします。

これで、付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎広域連合長挨拶

○議長（松本政義） ここで広域連合長から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

田中広域連合長。

○広域連合長（田中暄二） それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、閉会に当たり御礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、議員の皆様方にはご参集を賜り、平成29年第1回定例会を開催をさせていただきました。上程いたしました議案第1号ないし議案第7号の全議案につきまして、慎重なご議論をいただき、全て可決をいただいたわけでございます。まことにありがとうございます。

松本議長を初め、議員の皆様方には当広域連合会の運営に対しまして、今後ともご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（松本政義） これをもちまして、平成29年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 本 政 義

署 名 議 員 戸 島 義 子

署 名 議 員 山 本 重 幸

# 審議結果一覽

## 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（7件）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29. 2 . 20	29. 2 . 20	原案可決
2	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
3	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
4	平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃
5	平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃
6	平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	〃	〃	〃
7	埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について	〃	〃	〃

議

案

## 議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成  
19年広域連合条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

### 提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者を介護する」を「要介護者を介護する」に改め、「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を介護する」を「要介護者を介護する」に、「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜におけ

る」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第12条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「勤務しない」を「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### （介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 職員が介護時間の承認を受け、勤務しなかった場合の給与の支給方法については、当該職員を派遣した関係市町村の職員の勤務時間、休暇等について定め

た条例の例による。

第17条の見出し及び同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

## 議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年  
広域連合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

### 提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年  
広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和2  
2年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童  
の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため同項の規定に  
より同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親とな  
ることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限  
る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とす  
る。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより  
当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次  
に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第  
1号の次に次の1号を加える。

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当  
該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げ  
る場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求  
に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定し

た場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第9条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条第1号中「第6号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第17条第2項中「育児休暇を承認されている」を「育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

## 議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

### 提 案 理 由

平成29年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減特例並びに所得の少ない被保険者に対する保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準を変更するとともに、保険料減免の申請期限に関する取扱いを変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第14条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第2項中「、また」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第18条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「支払日の7日前」を「支払日」に改める。

附則中第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第17条までを削り、附則に次の8条を加える。

（平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは「平成28年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

（平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第6条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。））」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定す

る基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

(平成30年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第10条 平成30年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者」とあるのは、「限る。）」とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第14条第1項第2号及び第3号を除く。）は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第14条第1項第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 4 号

平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650,320,778千円とする。

2 「第1表歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		195,053,634	7,854	195,061,488
	2. 国庫補助金	46,206,618	7,854	46,214,472
7. 繰入金		3,947,302	△7,854	3,939,448
	2. 基金繰入金	2,751,890	△7,854	2,744,036
9. 諸収入		638,283	3,342	641,625
	3. 雑入	621,281	3,342	624,623
歳入合計		650,317,436	3,342	650,320,778

(歳出)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
5. 基金積立金	金	5,309,384	2,940	5,312,324	
	1. 基金積立金	5,309,384	2,940	5,312,324	
7. 諸支出金		12,377,396	402	12,377,798	
	1. 償還金及び選付加算金等	12,377,396	402	12,377,798	
歳出合計		650,317,436	3,342	650,320,778	

議案第5号

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,688,600千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田中暄二

提案理由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

(単位 千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,687,459
	1. 負担金	1,687,459
2. 国庫支出金		833
	1. 国庫補助金	833
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
4. 諸収入		307
	1. 預金利息	101
	2. 雑収入	206
歳入	合計	1,688,600

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会		1,284
	1. 議会費	1,284
2. 総務		336,907
	1. 総務管理費	336,788
	2. 選挙費	35
	3. 監査委員費	84
3. 民生		1,342,358
	1. 社会福祉社費	1,342,358
4. 公債		51
	1. 公債費	51
5. 予備		8,000
	1. 予備費	8,000
歳出合計		1,688,600

議 案 第 6 号

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ671,722,000千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

(単位 千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 市	町 村 支 出 金	125,001,773
	1. 市 町 村 負 担 金	125,001,773
2. 国	庫 支 出 金	205,195,452
	1. 国 庫 負 担 金	157,225,476
	2. 国 庫 補 助 金	47,969,976
3. 県	支 出 金	54,209,915
	1. 県 負 担 金	54,209,913
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 県 補 助 金	1
4. 支 払 基 金 交 付 金		276,278,857
	1. 支 払 基 金 交 付 金	276,278,857
5. 特別高額医療費共同事業交付金		245,338
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	245,338
6. 財 産 収 入		2,000
	1. 財 産 運 用 収 入	2,000
7. 繰 入 金		7,158,232

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 一般会計繰入金	1,342,358
	2. 基金繰入金	5,815,874
8. 繰越金		3,000,000
	1. 繰越金	3,000,000
9. 諸収入		630,433
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利息	300
	3. 雑収入	630,131
	歳入合計	671,722,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		1,352,090
1. 総務管理費		1,352,090
2. 保険給付費		664,202,138
1. 療養諸費		655,791,184
2. 高額療養諸費		6,203,404
3. その他医療給付費		2,207,550
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		245,338
4. 保健事業費		2,768,423
1. 健康保持増進事業費		2,768,423
5. 基金積立金		2,000
1. 基金積立金		2,000
6. 公債費		1
1. 公債費		1
7. 諸支出金		3,145,010
1. 償還金及び選付加算金等		3,145,010

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
8. 予備費		7,000
	1. 予備費	7,000
歳出合計		671,722,000

## 議 案 第 7 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について  
埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画を地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第2項及び同条第3項の規定により別紙のとおり変更することについて議決を求める。

平成29年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

### 提 案 理 由

地方自治法第291条の7第3項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画を変更するため、この案を提出する。

**埼玉県後期高齢者医療広域連合**

# **広域計画**

**平成29年 3月**

**埼玉県後期高齢者医療広域連合**

# 1 広域計画の概要

## (1) 広域計画の趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7及び埼玉県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第5条の規定に基づき策定するものです。

本計画は、後期高齢者医療制度(以下「制度」という。)の運営にあたり、埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び埼玉県内市町村(以下「市町村」という。)が、相互に役割を分担するとともに、連絡調整を図りながら、事務処理を円滑に行うための指針として定めるものです。

また、制度の安定的な運営に向けて、事業を総合的かつ計画的に実施するための指針として定めるものです。

## (2) 第2次広域計画の振返り

第2次広域計画は、当初定めた広域計画の内容の一部を改めるとともに新たな内容を加え、平成24年度から平成28年度のまでの5か年の計画として、平成24年3月に策定しました。

基本方針として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者世代と若年者世代の費用負担の明確化と公平化を通じて、将来にわたり持続可能な医療保険制度の実現と高齢者の健康の保持増進を図るため、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう制度運営を行うことを掲げ、その中で、取り組むべき課題として、「医療費の適正化」、「保険財政の健全化」、「広報の強化」をあげて、その実現に向けて、以前より実施している事業等に加え、第2次広域計画の期間中に新たな事業等を実施してまいりました。

・第2次広域計画期間中(H24～28年度)に新たに始めた事業等

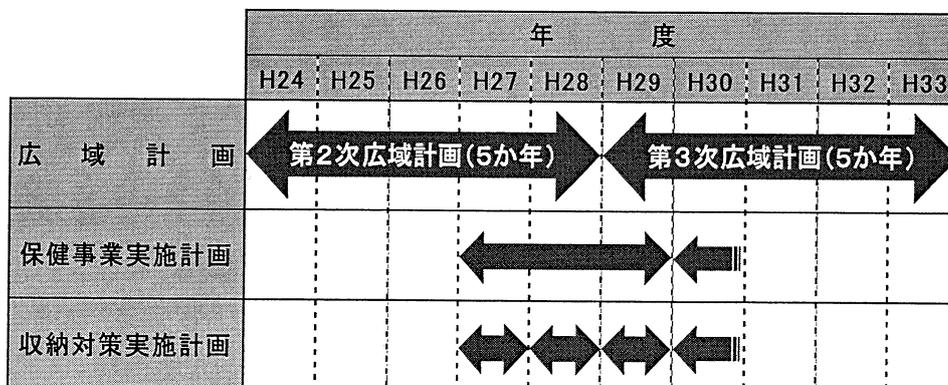
課題事項	開始、実施年度	主な取組
医療費の適正化	H24年度から	<u>後発医薬品希望カード付リーフレットの送付</u> ・後発医薬品の利用を促進するため、新規加入者の被保険者証発送時に、リーフレットを同封して配布。
	H25年度から	<u>後発医薬品利用差額通知の送付</u> ・後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額等を通知。
の 保険財政 健全化	H27年度	<u>収納対策実施方針の見直し</u> ・保険料の確実な収納を図ることを目的として、実施方針の見直しを実施。
広報の強化	H24年度から	<u>保険料率改定の広報パンフレットの配布</u> ・保険料率改定の周知を図ることを目的として、保険料率の改定の際に、パンフレットを市町村に配布。

(3) 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、この期間内であっても、広域連合長が必要と認めるときは、議会の議決を経て改定(変更)を行います。

なお、広域計画とは別に、保健事業、収納対策については、具体的に実施する内容を実施計画としてそれぞれ策定し、見直しを行っています。



※ 第1次広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年となります。

## 2 現状と課題

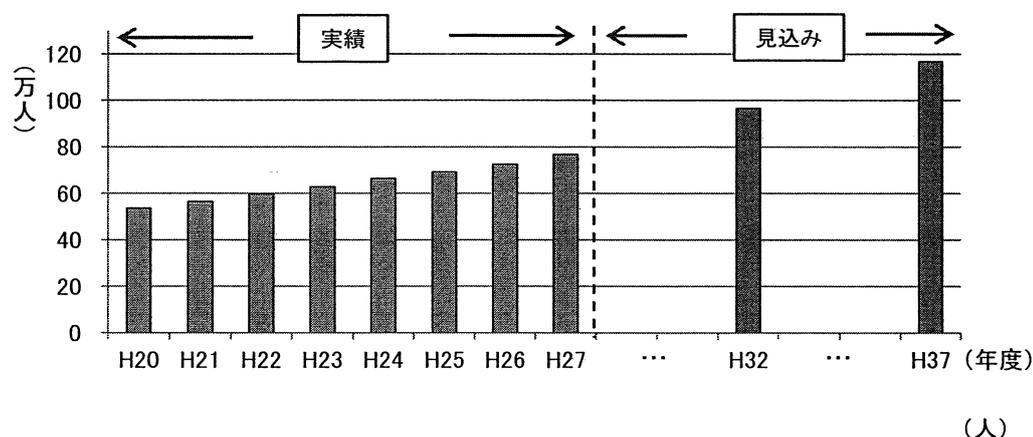
### (1) 現状と見込み

#### ① 被保険者数

後期高齢者医療制度開始当初被保険者数は512,683人(平成20年4月末現在)でしたが、毎年、4～5%増加し、平成27年度末現在の被保険者数は約77万人となっています。

被保険者数は、今後も全国一のスピードで増加し、平成37年度には、現在の約1.5倍の約117万人に増加すると見込まれています。(図表1)

[ 図表1 広域連合の被保険者数の推移と今後の見込み ]



	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
被保険者数	536,353	564,410	597,269	628,422	663,672
	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H32 年度	H37 年度
被保険者数	692,248	725,896	767,921	965,278	1,168,466

※1 平成27年度までは、広域連合で集計した各年度末の被保険者数です。

平成21年度から平成26年度までは厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」からの実績値です。

※2 平成32年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を基に、障害認定者及び生活保護受給者等を考慮し広域連合で試算した推計値です。

#### ② 医療費

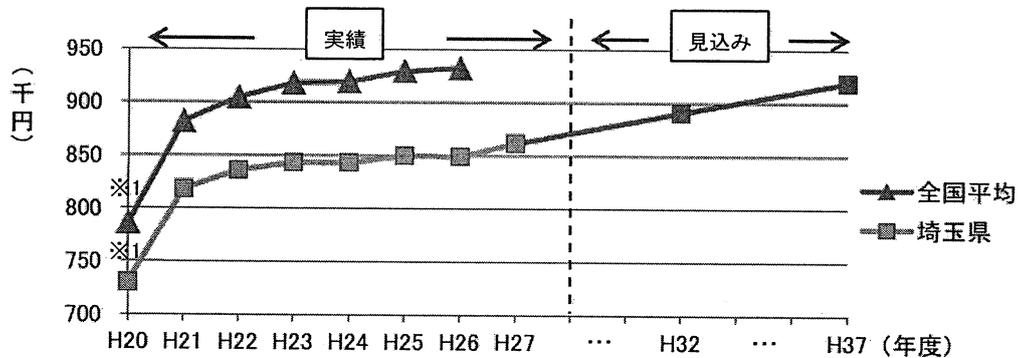
平成26年度の広域連合の被保険者一人当たりの医療費は、849,376円と、全国平均の932,290円と比べて低い水準です。

被保険者の一人当たりの医療費は、近年横ばいですが、全体の医療費は、被保険者数の増加により、毎年度約5～7%ずつ増加しており、今後も増加が見込まれます。(図表2、3)

また、被保険者の自己負担を除く医療費の約5割は、国、県、市町村からの公費で、

約4割は現役世代からの支援金で、残りの約1割は被保険者の保険料で賄われていますが、年々増加する医療費の財源確保が大きな課題となっています。(図表4)

〔 図表2 一人当たり医療費の推移と今後の見込み 〕



	(円)					
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
埼玉県	730,083	818,223	836,062	843,396	843,234	850,041
全国平均	785,904	882,118	904,795	918,206	919,452	929,573
	H26 年度	H27 年度	H32 年度	H37 年度		
埼玉県	849,376	861,608	890,950	919,467		
全国平均	932,290	—	—	—		

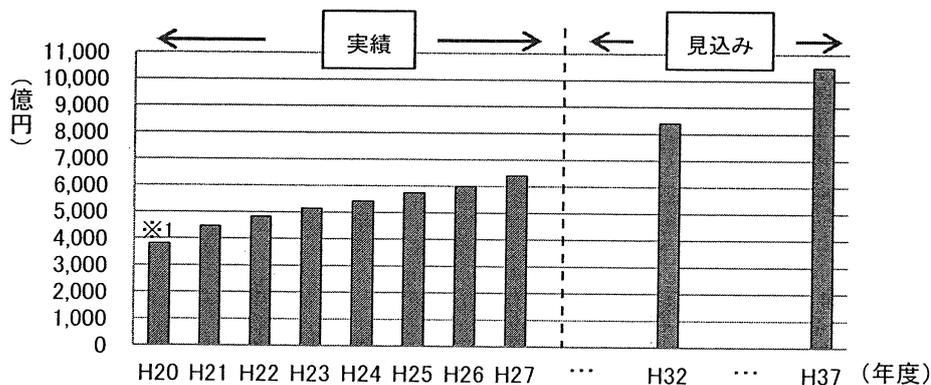
※1 平成20年度の数值は、制度開始の年のため、1年分ではなく11ヶ月分に係るものです。

※2 平成26年度までの数值は、厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」からの実績値です。平成27年度の数值は、広域連合で集計した実績値です。

※3 平成32年度以降の額は、広域連合で試算した推計値です。過去の医療費実績の伸び率等に基づき推計値を算出し、得た額を被保険推計人数(※4)で除して、一人当たり医療費を算出したものです。

※4 平成32年度以降の被保険者数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を基に、障害認定者及び生活保護受給者等を考慮し広域連合で試算した推計値です。

〔 図表3 広域連合の被保険者の医療費の推移と今後の見込み 〕



(円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
医療費	380,921,291,400	447,509,119,394	482,743,018,862	514,539,143,343	542,306,044,158
	H25年度	H26年度	H27年度	H32年度	H37年度
医療費	574,176,327,950	598,940,153,664	640,251,296,635	860,014,489,962	1,074,366,569,224

- ※1 平成20年度の数値は、制度開始の年のため、1年分ではなく11ヶ月分に係るものです。
- ※2 平成26年度までの数値は、厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」からの実績値です。  
平成27年度の数値は、広域連合で集計した実績値です。
- ※3 平成32年度以降の額は広域連合で試算した推計値です。  
過去の医療費の伸び率等から推計値を算出したものです。

#### [ 図表4 後期高齢者の医療費負担 ]

自己負担 (窓口負担)	公費 (約5割) (国:県:市町村=4:1:1)	現役世代からの 支援金 (約4割)	保険料(約1割)
----------------	--------------------------------	-------------------------	----------

### ③ 保険料

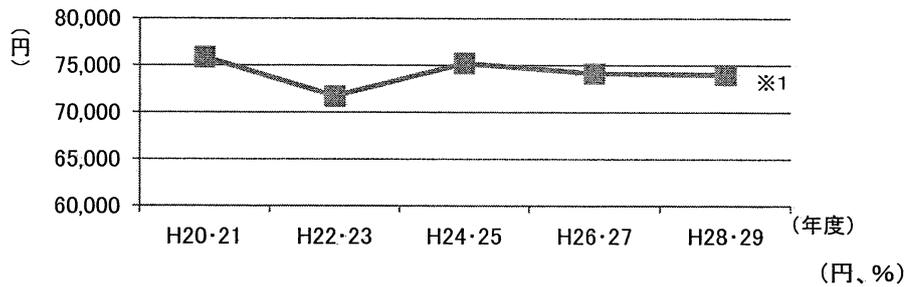
#### (ア) 保険料率

平成28・29年度の保険料率は「均等割額」が42,070円、「所得割率」が8.34%で、いずれも全国平均を下回っています。軽減後1人当たり保険料額は74,021円で、被保険者の所得が全国的に見て高い水準にあるため、全国平均を上回っています。

保険料は平成24・25年度以降、おおむね横ばいで推移していますが、今後は、被保険者一人当たりの医療費の伸びなどに伴い上昇が見込まれます。(図表5)

- ※1 保険料率は、おおむね2年間を通じて財政の均衡が図られるよう、2年ごとに改定しています。
- ※2 保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。  
「均等割額 + 所得割額(賦課のもとなる所得金額×所得割率) = 保険料」
- ※3 所得の少ない世帯の方には、所得状況に応じて保険料を軽減する措置があります。  
「軽減後一人当たり保険料額」は、保険料の軽減措置を適用したうえで計算した、年間の一人当たり平均保険料額です。

〔 図表5 軽減後一人当たりの保険料額の推移 〕



	H20-21	H22-23	H24-25	H26-27	H28-29 <sup>※1</sup>
均等割額 (全国平均)	42,530 (41,500)	40,300 (41,700)	41,860 (43,550)	42,440 (44,980)	42,070 (45,289)
所得割率 (全国平均)	7.96% (7.65%)	7.75% (7.88%)	8.25% (8.55%)	8.29% (8.88%)	8.34% (9.09%)
軽減後一人当たり 保険料額 (全国平均)	75,866 (63,402)	71,724 (62,993)	75,236 (66,833)	74,149 (67,585)	74,021 (67,904)

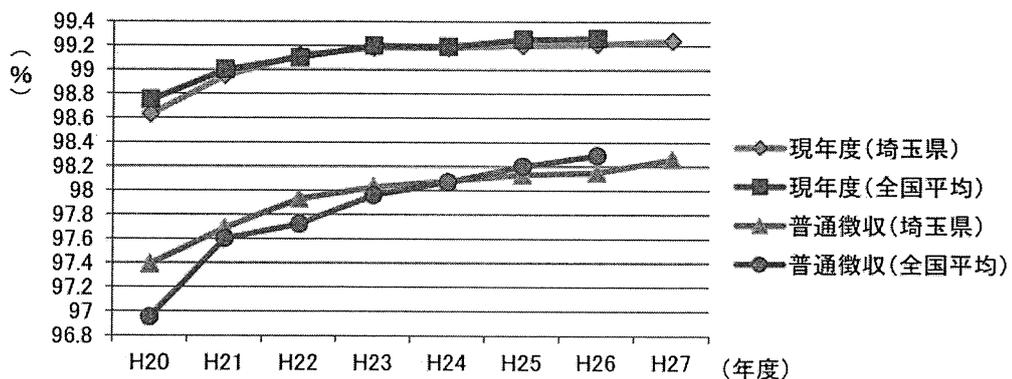
※1 H28-29年度の軽減後一人当たり保険料額は、料率改定時の推計値です。

(イ) 収納率

平成27年度の現年度分保険料収納率は99.24%、現年度分のうち普通徴収分は98.26%となっています。

保険料収納対策の実施により収納率は年々上昇していますが、全国的に収納率が上昇しているため現年度分、普通徴収分とも全国平均をやや下回っています。(図表6)

〔 図表6 保険料収納率の推移 〕



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
現年度分 (全国平均)	98.63 (98.75)	98.95 (99.00)	99.12 (99.10)	99.18 (99.20)	99.18 (99.19)	99.20 (99.25)	99.21 (99.26)	99.24 ( - )
普通徴収分 (全国平均)	97.39 (96.95)	97.69 (97.60)	97.93 (97.72)	98.03 (97.96)	98.08 (98.07)	98.13 (98.20)	98.15 (98.29)	98.26 ( - )

## **(2) 課題**

被保険者数や医療給付費の増加に対応し、制度の安定した運営を行うためには、次のような課題があります。

### **① 医療費の適正化**

制度の安定的な運営を図るため、引き続き、適切な医療を確保しつつ医療費の増加を抑制する医療費の適正化の取り組みを進めて行く必要があります。

### **② 被保険者の健康の保持増進**

被保険者の健康の保持増進を図るため、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報などを活用した疾病の重症化予防など保健事業の効果的・効率的な実施を図る必要があります。

### **③ 健全な財政運営**

安定した財政運営を確保するため、医療給付に必要な費用を適切に見込み、被保険者の負担に配慮しながら保険料率の改定を行う必要があります。

また、被保険者の負担の公平を確保するため、市町村と連携しながら収納率の向上を図る取組を引き続き進めていく必要があります。

## **3 基本方針**

現状と課題を踏まえ、広域連合が運営を行うに当たっての指針となる次の基本方針を定めます。

広域連合は、被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう市町村と連携・協力し、後期高齢者医療制度の健全で円滑な運営を行います。

## **4 基本施策**

広域連合は、基本方針に基づき、次に掲げる基本施策を定めます。

- (1) 医療費適正化の推進
- (2) 保健事業の推進
- (3) 健全な財政運営
- (4) 組織体制の整備と事務の効率化

## (1) 医療費適正化の推進

レセプト点検等の審査事務や第三者行為に係る求償事務を進め、適正な支払いに努めます。

また、被保険者への医療費通知や、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組み、医療費の適正化を推進します。

## (2) 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進を支援し、被保険者ができる限り長く健康で自立した生活を送ることができるよう、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、効果的・効率的に保健事業を推進します。

## (3) 健全な財政運営

### (ア) 保険料率

保険料率の改定に当たっては、財源の過不足が生じないように、医療給付に必要な費用を的確に見込みます。

また、医療給付費の増加が見込まれる中、これまでの財政運営で生じた剰余金を適切に活用して保険料率の上昇を抑制しながら、長期的に安定した財政運営の確保に努めます。

### (イ) 収納対策

広域連合と市町村は、「収納対策実施方針」に基づき毎年度「収納対策実施計画」を作成することにより収納対策を計画的に実施し、収納率の向上に努めます。

また、広域連合は、市町村の取組状況を把握し、必要に応じて助言するとともに、効果的な取組を収納事務研修会でフィードバックするなど市町村を支援します。

## (4) 組織体制の整備と事務の効率化

基本方針の実現に向け、基本施策の推進を図って行くため、組織体制を整備しながら、市町村と相互に連携し、適正かつ効率的な事務処理を推進します。

## 5 広域連合と市町村の事務分担

広域連合及び市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事務のうち、規約第4条に基づき、主に次の事務を分担して行います。

制度運営に必要な事務については、広域連合と市町村が協議等を行い、適切に事務を分担して行います。

### ・広域連合と市町村の主な事務分担

	広域連合	市町村
被保険者の資格の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の認定（取得及び喪失の確認）</li> <li>・資格情報の管理</li> <li>・被保険者証の交付決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得及び喪失等の届出、申請書の受付</li> <li>・被保険者証の引渡しや回収</li> </ul>
医療給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付の申請に係る審査及び支払</li> <li>・給付情報の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付の申請等の受付</li> </ul>
保険料の賦課及び徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の決定</li> <li>・保険料の賦課決定</li> <li>・保険料の減免及び徴収猶予の決定</li> <li>・市町村の保険料収納対策の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の徴収</li> <li>・保険料の減免及び徴収猶予の申請の受付</li> </ul>
保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査事業の推進</li> <li>・長寿・健康増進事業の推進</li> <li>・健康相談等訪問事業の実施</li> <li>・保健事業実施計画の策定、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査事業の実施</li> <li>・長寿・健康増進事業の実施</li> </ul>
医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検</li> <li>・医療費通知の実施</li> <li>・ジェネリック医薬品の使用促進</li> <li>・第三者行為の求償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者行為の届出の受付</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料の作成、ホームページ等による制度の周知</li> <li>・基幹システムの管理</li> <li>・マイナンバー情報提供ネットワークシステムへの接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報資料の配布、広報紙等による制度の周知</li> </ul>

## 広域計画(平成29年度～平成33年度)

平成29年3月発行

(沿革)

第1次広域計画(平成19年7月～平成24年3月)	平成19年7月発行
第2次広域計画(平成24年4月～平成29年3月)	平成24年3月発行
第3次広域計画(平成29年4月～平成34年3月)	平成29年3月発行

発行者 埼玉県後期高齢者医療広域連合

住 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号  
埼玉県浦和合同庁舎4階

連絡先 総務課総務企画担当

TEL 048-833-3222 / FAX 048-833-3471

E-mail soumu@saitama-koukikourei.jp

URL <https://www.saitama-koukikourei.org/>